

## 「東北電気通信消費者支援連絡会」の概要

### 1 目的

平成21年2月、「電気通信サービス利用者懇談会」において取りまとめられた報告書において、総務省各地方局の取り組みとして、①行政、消費生活センター、電気通信事業者等の関係者による定期的な情報交換の場を設置すること、②地方総合通信局の消費者相談の二次窓口としての役割強化や消費生活センター等への情報提供の役割強化について、提言されました。

東北総合通信局では、この提言を受けて、管内の消費生活センター並びに電気通信事業者等による連携強化のための場を定期的に開催し、相互に電気通信サービスに関する円滑な情報提供、消費者トラブルの円滑な解決促進、消費者視点を反映した行政運営が出来るようにしたものです。

### 2 開催

平成21年度から年2回開催

### 3 構成員

#### (1) 消費者支援 8団体

(各県消費生活センター) 青森県消費生活センター、秋田県生活センター、岩手県立県民生活センター、宮城県消費生活センター、山形県消費生活センター、福島県消費生活センター

(政令指定都市消費生活センター) 仙台市消費生活センター

(消費者団体) 社団法人全国消費生活相談員協会東北支部

#### (2) 電気通信事業者等 5社、3団体

(事業者) 東日本電信電話株式会社宮城事業部、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社、UQコミュニケーションズ株式会社

(事業者団体等) 電気通信サービス向上推進協議会、社団法人日本ケーブルテレビ連盟東北支部、一般社団法人全国携帯電話販売代理店協会

#### (3) 学識経験者 1名

東北大学大学院法学研究科 教授 渡辺達徳

#### (4) 行政機関 1機関

総務省東北総合通信局